

(財)日弁連法務研究財団
認証評価評議会(第10回)議事録

2008(平成20)年7月30日(水)午後2時30分~5時

(財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第10回)議事録

- 1 日 時 2008(平成20)年7月30日(水)午後2時30分～5時
- 2 場 所 弁護士会館16階来賓室
- 3 出席者
議 長 平山正剛
評議員 大谷 實,片山善博,佐柄木俊郎,新堂幸司,高木 剛,高橋宏志,千種秀夫,吉村徳則(50音順・敬称略)
異議審査委員長 後藤 昭
日弁連法曹養成対策室室長 井上裕明
専務理事 星 徳行
理 事 由岐和広
事務局長 山本崇晶
事務局次長 石井邦尚,清永敬文
事務局員 青戸理成,江森史麻子,持田光則,山本敦子
- 4 議 題
(審議事項)
 - 1) 評議会議長の選任について
 - 2) 議長代行者の指名について
 - 3) 異議審査委員会委員の選任
 - 4) 愛知大学の異議の当否について
 - 5) 再評価のあり方について
 - 6) その他(報告事項・意見交換事項)
 - 1) 法曹養成制度の現状と課題について
 - 2) その他
- 5 議 事(別紙)

第10回認証評価評議会

2008年7月30日

【新堂評議員】 財団の理事長を務めております新堂でございます。お暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議は、認証評価評議会の評議員の先生方の再任、さらに新任が5月22日の財団の理事会におきまして可決されておりまして、その後初めての評議会ということですので、恒例によりまして、私、理事長が会議議長を務めさせていただきます。

まず第1に、評議員の交代がございます。本日は、新たに評議員に就任されました高橋宏志東京大学理事・副学長、前日弁連会長の平山正剛氏の両名がご出席されております。一言ずつ、ごあいさつをいただければありがたいと存じます。よろしくお願いたします。

【高橋評議員】 高橋宏志と申します。現在、東京大学の理事・副学長をしておりますが、本来は民事訴訟法の研究者でございます。また、日弁連法務研究財団でも理事を務めております。今後ともよろしくお願申し上げます。

【平山評議員】 平山正剛でございます。この3月まで日弁連の会長を務めさせていただきました。その前に、この法務研究財団の専務理事をやっておりまして、その頃から、先生方には大変お世話になったことを、本日、ここへ来てまた思い出しております。会長退任後、評議員に、というお話をいただきまして、喜んで引き受けた次第です。よろしくお願いたします。

【新堂評議員】 どうもありがとうございました。

次の議題でございますけれども、評議会の議長、それから議長代行のご選任をいただきたいと存じます。規定によりまして、評議員の互選ということでございますので、何かご提案がございましたら、よろしくお願いたしたいと思えます。

特にご提案がないようでしたら、私のほうからご推薦申し上げることにいたしたいと存じます。評議会の議長には平山先生に、また議長代行には千種先生にお願したらいかかかと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新堂評議員】 ありがとうございました。それでは、議長に平山先生、議長代行に千種先生にご就任いただくということでお願いたしたいと存じます。

では、これから先は平山先生に議長にお替わりいただいて、進行していただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

【平山議長】 それでは、ただいま議長にご推薦いただきましたので、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは最初に、本日の審議事項の中で、異議審査委員会委員の選任につきまして、お諮りいたします。山本事務局長。

【山本事務局長】 本日、お手元に配付させていただきました資料37でございます。

異議審査委員会は、認証評価委員会で評価が下されましたものに対し、法科大学院から異議申し立てがございました場合、この評議会の諮問によって異議審査をするところでございます。委員6名となっておりますが、任期満了及びそのうち米倉明先生から、少し長くなるという理由で辞任のお申し出がございました。その後任といたしまして、現在、早稲田大学法務研究科の民法の教授であります浦川道太郎先生を選任いただければと考えております。

【平山議長】 ただいまの提案でございますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【平山議長】 それでは、提案の通り、明日付けで、浦川先生を選任いたします。

次の議題に移ります。本日のメインテーマでございますが、愛知大学法科大学院の異議の当否について、お諮りしたいと思います。

(新堂評議員、退出)

説明者の出席でございますが、この件につきましては、異議審査委員会委員長の後藤先生お越しいただいておりますので、先生からご説明をお願いいたします。

【後藤評議員】 現在、異議審査委員会委員長を務めております後藤と申します。

愛知大学からの異議申立てにつきまして、私どもの役割として審査をし、まとめた報告書が、資料34でございます。

この経過につきましては、愛知大学からの異議申立てを受けまして、評価委員会のほうからも、答弁書に相当するものを出していただいて、それを両方拝見した上で、一度、両者に集まっていたいただいて、私ども委員も全員出席し、そこで意見交換をし、情報を確認するというところを行いました。その後、合議いたしましてまとめたのが、この報告書でございます。

(省略)

【平山議長】 では、次は再評価のあり方についてということで、若干の時間をいただきまして、山本事務局長から説明をいたします。

【山本事務局長】 本日お配りしました資料の36をご覧くださいませでしょうか。再評価のあり方についてという議題でございますけれども、この評議会が決定権を有するものとなっております。資料36に沿って説明させていただきます。

まず、再評価でございますが、これはどういうものかと申しますと、本評価を受けた法科大学院が、当財団に対して一部の分野に限って再度評価を委託するものでございます。これには2つの種類がございます。

1つは、財団からの要請による場合、こちらで一回きちんと評価して一応合格だけれど

も、この分野は少し時間をおいてから再度確認した方が良く、ということで、2年以内にもう一度再評価を受けてほしいと要請をしたものでございます。過去に大東文化大学でカリキュラム分野について、久留米大学で成績評価分野について、そして獨協で教員体制について、再評価の要請をしております。

もう1つは、そういうことがないにもかかわらず、法科大学院が自発的に委託してくる場合です。例えば、評価はCだったけれども、改善したのでBやAといったより良い評価を受けて、それを公表してほしいと、こういうことがあるかもしれません。そういうことを想定しまして設けているのが、再評価でございます。

現在、愛知大学に不適合の評価をしたわけでございますけれども、伝え聞くところによると、文部科学省は、愛知大学に対して早く再評価を受けなさいと、申し込みなさいという指導を事実上しておるようでございます。カリキュラムについて、早く直したらどうだと、相談しながらやったらどうだということをおっしゃるようなのですが、異議申立ての審査が続いているところでございますので、まだ接触はない、というところでございます。愛知大学が一段落つきましたならば、新しいカリキュラムについてどうだ、という再評価の要請をしてくる可能性はございます。

それが再評価でございますが、決め事として手数料を定めなければなりません。手数料は、先ほども申しましたが、認証評価評議会で決定することに規則上なっております。ここでお諮りしたいのが、この案でございます。率直に申し上げますが、最初の1分野については80万円、追加して複数分野行う場合には、追加分について、1分野増えるごとに50万円、ただし、トータルで本評価の手数料額を超えないものとする、ということでございます。実際は、7分野も8分野も再評価をしてほしいというところはないと思いますし、もしそうだとしたら、本評価をもう一度受ければ良いということございまして、一応このあたりが合理的ではないか、というふうに考えて、案をつくらせていただきました。これについては、評価委員会でも審議しております。

また、本案にいたった理由でございますが、大体コストに見合う、80万円であれば、おおむね実費は回収できる、という見込みが立つからでございます。

本評価においては、現地調査を3日間行うのですが、1校当たり平均約240万円程度かかっております。再評価は1分野ですので、現地調査も、行っても1日で終わりであろうと。しかも、本評価は5人から9人ぐらいの評価委員で行いますけれども、再評価の場合には、場合によっては3人程度で行ける場合もあるとすれば、80万円程度あれば十分であろう、というところでございます。

ご参考でございますが、ほかの機関の例で、大学評価・学位授与機構の場合には、本評価の手数料が350万円である。これはほぼ、当財団と一緒にありますが、追評価という類似の制度があります。これの手数料はやはり80万ということでございますので、それほど物議を醸すこともないのではないかと存じます。以上の理由から、こういう料金体系でやりたいということでございます。

それから、再評価の方法等でございますが、詳細は規則に規定してはおりませんが、再評価の方法、結果の公表などは分野が少なくなるだけで、本評価に準じて行うという形で進めさせていただきたいと思っております。具体的な実施方法、時期等については、評価委員会で申し入れを受けた都度、検討し決定する、という、これも本評価と同じということでございます。

以上でございます。

【平山議長】 それでは、本件提案でございますが、何かご質疑はございますか。ほかとつり合っているということであれば、よろしいでしょうか。では、本議案を可決いたします。

【山本事務局長】 ありがとうございます。

【平山議長】 それでは、その次の議案でございますが、その他ということで、何か。もし、特に予定しておりませんので、よろしければ、報告事項・意見交換に移ってよろしいでしょうか。

では、本日、意見交換の題材といたしまして、法曹養成制度の現状と課題について、ということを考えておりますので、これに移りたいと思っておりますが、事務局から何かありますか。

【山本事務局長】 では最初に、今回新任の委員の方もおられますので、評価事業の現状について、ごく簡単にご説明させていただきます。その後、日弁連の法曹養成対策室の井上裕明室長に、本日ご参加いただいておりますので、法曹養成制度全体について、日弁連がどういう問題意識を持っておられるのかというあたりのご紹介をさせていただいて、それを踏まえて、評価事業として何かやるべきことがあるのか、あるいは評価基準の改定であるとか、将来に向けた取り組みで検討していくべきことがあるのか、ということについてのご審議なり、意見交換をいただければと考えております。

まず、現状でございますけれども、お手元の、本日お配りしました資料の中で、第10回認証評価協議会と書いたプレゼンテーションの現行がでございます。これに沿って、私のほうからご説明させていただきます。

本年5月8日の評議会でお配りしたものとほぼ同じでございますので、前回ご出席になった方は目新しくはなからうと存じます。

はじめに、情勢でございますが、法科大学院は、04年に68校、05年に6校開校した74校が存在しておりまして、ちょうど司法試験が5月の中旬にございましたので、3回目の試験が終了したところでございます。全体の入学定員については、まだほとんど減っておりません。計画しているものを含めても、50名に達するかどうかという程度でございます。

認証評価でございますが、74校中24校が完了しております。このうち5校が不適合になった、ということです。ちなみに、評価を手がけた機関が3つありますけれども、当財団が13校、大学評価・学位授与機構が9校、大学基準協会が2校でございます。

評価に関する当局の動きでございますが、法務省は、評価機関の評価にあまりにもばらつきがあるのではないかと、という問題の指摘をしております。文部科学省は、そういう法務省の見解を踏まえた面もあろうかと思いますが、3つの評価機関の連絡会を設けて、意見交換をなさい、という事実上の指導がございまして、本日その第2回目の意見交換会が終わったところでございます。3つの機関のばらつきがどのようなところにあるかという、マトリックスの表をつくりまして、一つ一つつぶしていくという、3つ機関を設けた趣旨はどこにあるのかなというような、それなりに意義のあるものであるということも感じてはおりますが、そういう状況でございます。

また、法科大学院の質の向上のワーキングチームを設置して、その活動が始まったと。入り口の部分、要するに入学者選抜の部分と出口の部分、修了認定の部分での質の保障というのを導入する、ということの研究ワーキングが始まりまして、そう遠くない時期に、その調査結果が報告されると聞いております。

3点目、中教審法科大学院特別委員会の評価機関に対するヒアリングが、7月23日にございました。どういう目的のヒアリングかということなのですが、この3月に3つの評価機関の評価が発表されまして、不適格の法科大学院が5つ出ております。その不適格という評価が果たして法科大学院の教育の質が悪い、ということにストレートに結びつくものかどうかについての意見を聴取したい、ということでございました。最初にヒアリングを受けました大学評価・学位授与機構のレポートは、必ずしも結びつくものではない、という結論でございます。うがった見方をすれば、その結論を言わせるために、3機関は呼ばれたのかな、というような印象もございます。

我々も、評価をやってみて、いいところ、優れているところ、そうでもないところ、よく改善すべきところの発表をさせられたのですが、当財団は評価自体も非常にしっかりやっているし、実態に踏み込んで評価をしていると。本当に悪いところだけ悪い、というふうに評価したつもりである、ということを申し上げました。それが当局との関係でございます。

2枚目に行っていただきまして、当財団の本評価でございますが、委託を受けております28校中13校の評価は完了して、公表も終了しております。現在08年上期の7校の現地調査が全部終わったところです。8月1日に評価委員会で2校の評価を決め、8月23、24日の評価委員会で、残り5校の評価を決める予定という状況でございます。

当財団の評価対象校が下にございますけれども、6年、7年、8年、9年と並んでいる法科大学院を評価する計画でございます。現在手がけているところについても、またいろいろな新しい問題が見られる、というところでございます。

3枚目でございますが、当財団の評価事業の作業進捗でございますが、2008年度、14校を現在評価しているところでございまして、本評価については、2009年度に本評価が1校、9年、10年には再評価も予想されておりますが、11年以降、次のクールが始まります。まだ、そこに14校と書いてありますが、お客さんがこれだけ来た、とい

うわけではございませんで、それぐらいのキャパシティーはあるであろうという趣旨で書いてあります。

一方、次のクールにおきまして、規準の改定の検討を始める時期に来ております。今年度中に論点整理をしまして、2009年、2010年にパブリックコメントをしたり、いろいろな手続を経て、2011年の次のクールからは新しい評価基準で評価をしていこう、という計画でございます。先ほど文部科学省や法務省、あるいは世間一般もそうだと思うのですが、果たしてこの評価は教育のいい悪いをきちんと評価できているのか、といったものもあると思いますので、そういった方向に向けて、いろいろな議論を重ねていかなければならないと考えています。それも踏まえまして、現在の法曹養成の状況について、プレゼンテーションをお願いいたしました。

以上でございます。

【平山議長】 ありがとうございます。それでは、続いて井上室長、お願いいたします。

【井上日弁連法曹養成対策室室長】 この4月から日弁連法曹養成対策室の室長をしております井上でございます。本日は本研究財団のほうにお招きいただきまして、日弁連の視点からの現状と課題ということで、ご報告をさせていただきます。

もう、こちらにいらっしゃる先生方は、非常に法科大学院を中心とする法曹養成制度について、ご理解がとおりになると思いますので、あまり釈迦に説法的な話も避けたいと思います。適宜、後で補足、ご指摘のあるものをちょうだいすることにして、まずは、新しい法曹養成制度の概要について、紹介させていただこうと思います。お手元の法曹養成制度の現状と課題という、資料35をご覧ください。

【井上室長】 新しい法曹養成制度は、やはり旧制度に、さまざまな弊害、問題があるということで、質を維持しながら合格者を増やしていくのだ、ということで導入されたものでございます。10年以上前は500人程度であった合格者を、旧制度のまま1,500人程度まで増やしていったわけですが、これを3,000人を目指す、ということになると、法科大学院のような仕組みをつくってしっかりとした教育を行う必要があるだろう、という考え方で、司法制度改革審議会の意見書が出されているところです。

法科大学院の理念と特徴は、こちらに から までまとめているとおりでして、他学部出身者、それから社会的経験者にも幅広く入ってもらおうと。それから、理論教育を中心としつつも、実務導入教育についても、法科大学院で行おうということで、現在既に約1,000名程度の実務家教員、クリニック、エクスターン等さまざまなものを含めて、弁護士は1,000人程度関与していると言われております。少人数、双方向、多方向の密度の濃い教育などというところは、本研究財団の認証評価でもよくご存じなところであろうと思います。

それから新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとするということがはっきりうたわれておりまして、受験資格が修了後5年以内に3回、という制限が加えられて

おります。また2010年ごろには合格者3,000人を目指す、ということが、閣議決定されているところです。

先に資料をご覧くださいますと、この同じ資料の23ページに、新旧合格者の推移というものがございます。平成元年頃は合格者が500人前後だったわけですが、その後600人、700人と次第に増えていきまして、その間の平成16年には、ほぼ1,500人に達しているという状況でございました。18年からは新制度が始まっております。

合格率について見ますと、旧試験のほうはこれだけ数が増えても、なお2%、3%というところで推移しているのですが、新制度のほうは47%、34%という数字になっております。既に、ここで見ていただくとおわかりのとおり、今年2,400人程度、来年はまた2,500人程度の新しい法曹が生まれる、というような見通しになっております。これが現在の状況です。

戻りまして、新司法修習について、簡単にご説明をさせていただきます。従来の修習では2年間であったものが、1,500人体制になったときに1年6カ月に短縮されて、それから今の旧試験を合格した人は、1年4カ月ということになっております。研修所で集合修習といって、民事弁護、刑事弁護、民事裁判、刑事裁判、検察、この5科目について、座学で講義を受けるとともに、事件の記録をもとにした法律文書の作成、起案、添削、その講評などというような前期の集合修習を受け、その後は民事裁判官、刑事裁判官、検察官、弁護士のもとで、実際に実務家について回って、その指導のもとに文書を作成したり、依頼者との打ち合わせや、法廷の傍聴、検察で言えば取り調べなどにかかわるような実務修習を従前は4カ月、今は3カ月行いまして、さらに、最後に司法研修所に戻って集合修習をする、というのが従来の修習の枠組みでございました。

新しい修習では、法科大学院で充実した実務導入教育を行うという前提で、前期集合修習が廃止されております。これについて、まだ法科大学院の実務教育が成熟途上にあるということで、当面導入教育を研修所が行うという話があったのですが、これは60期限りでして、61期以降では行われておりません。新修習は、合計の期間が1年ですので、裁判、検察、弁護の分野別実務修習は2カ月間、それから司法研修所での集合修習、従来後期と呼んでいた修習も2カ月間ということになっております。ただ、司法研修所には1,500人しか修習生が収容できませんので、3,000人の修習生のうちの半分は集合修習を待機するような意味で、選択型実務修習という、この弁護実務修習を続けながら裁判、検察、弁護のいろいろなプログラムを選んで2カ月間過ごす。先に集合修習を受けて、後に選択型修習を受けるものが半分、逆に、先に選択型を受けて、後に集合修習を受ける者が半分、これで最後の4カ月を過ごす、ということになっております。その後、考試を受けて、合格すれば法曹三者になる、という枠組みです。

この実務修習を中心とする修習では、毎年2,500人程度の弁護士が、実務修習の指導などを中心に、法曹養成にかかわっていると見ていただくことができると思います。こういうものが新しい法曹養成制度の概観かと思えます。

これから、現在認識している問題点についてのお話をさせていただこうと思います。まずは法科大学院の志願者、入学者、修了者についてのお話をさせていただきます。5ページに、文部科学省がホームページで公表しております入学者選抜の概要というものがございます。まず注目していただきたいのが、1. 志願者数及び志願倍率について、というところでございます。今年の法科大学院の志願者の合計は3万9,555人、合計というところを見ていただくと、3万9,555人であったということがおわかりいただけると思います。去年は4万5,207人でした。倍率にしますと、去年は7.8倍であるのが、今年は6.8倍ということで、倍率が大きく下がっております。それから、入学者についても、合計の数だけ見ていただくと、昨年5,713人であったのが、今年は5,397人と入学者も減っております。想定していたのは5,800人ですので、定員割れ、という状況になっております。社会人の入学状況ですが、昨年1,834人だったのが、今年は1,609人と、やはり減っているところです。

こういう状況をどういうふうに見るかという問題ですが、志願者の減少というものは、法曹を目指そうとする人が減少しているのだ、ということであろうと思います。これは、昨年、今年に始まったものではなくて、毎年徐々に減っている傾向がありまして、昨年から今年への減り方は、また大きいというふうに見られております。これをどういうふうになぜこうなっているのか、ということについて、いろいろな意見があるわけですが、1つには、司法試験の合格率が低迷していることにあるのであろう。昨年の合格率が40%、一昨年は48%、こういう合格率が低迷している、ということが1つの原因ではないかと言われております。

それから、ノキベンです。ノキベンというのは、先輩弁護士に軒を借りるように、机を置かせてもらって、自分でお客さんをとって、自分の収入でやっていく、というものです。給料はもらえない弁護士のこと、と言われております。それから即独、という言葉もありまして、弁護士に登録するのだけれども、採用してくれる先輩弁護士がいない、ということで、いきなり1人で開業する、例えば自宅などを事務所ということにして、即、自分1人で弁護士業を始める、という即独弁護士が、増加していると言われております。こういう弁護士になったところで、未来が暗いよ、と言われていたことが、本当にそうかということはあるわけですが、そう言われていることが、志願者が減少している原因ではないか、と見られております。入学者が減少していることは、各法科大学院が定員割れを承知で入学者選抜を行っている、ということのあらわれであろうかと思えます。それは、志願者が減少していることによって優秀な人材を確保できていない、という状況が各法科大学院においてあるのかな、と推察されるところです。

また、この入学者選抜については、こういう定員割れが起きているにもかかわらず、十分厳しい入学者選抜が行われているのかどうか、ということについて、文科省の中教審のワーキンググループが設立されているということを含めて、入学者選抜がきちんとなされる必要がある、というところが、さまざまところで意見が出ている原因と思われれます。

それから、先ほどの資料の次にありますのが、資料の9ページなのですが、修了認定状況でございます。これについては、国公立、私立とあります合計の欄を見ていただきますと、80.2%が、もともと予定されている2年で修了する人は2年で、3年で修了する人は3年で修了している割合であるということでございます。それから、3年コース、法学未修者と言われている方々は、73.2%とありまして、約4分3の人が3年で出ているけれども、残りの4分の1の人は3年で修了できていない、ということでございます。2年コース法学既修者の方は91.5%が修了しているので、約9割が2年で修了している、ということになります。

これは昨年と比べますと、多少は厳しくなっているという傾向が10ページの表を詳しく見ていただくとわかるのですが、そう大きく、厳しくなっているということではないとも思われます。この修了者が、多少微減になっているのは、各法科大学院で、それぞれ厳格な成績評価修了認定がなされているのだ、ということのあらわれだろうという評価もあるのですが、今の8割、という修了認定はまだまだ甘いのではないか、というようなご意見もあるところです。これは、まさに本研究財団、ほかの各認証評価機関でのご検討、評価を出す、ということかと思えます。

こういう問題について、私のレジュメ、当初の3ページに戻っていただきますと、今後どうしていくべきなのか、ということですと、やはり司法試験の合格率を上げる必要があるのだろうと。優秀な人に法曹を志してもらうためには、司法試験の合格率を上げる必要があるのだろうと考えられます。合格率というものはどういうふうに計算されるかといいますと、分母と分子がありますので、分母としての司法試験の受験者の数を減らす。受験者の数を減らすということは、どういうふうにすれば減らせるのか、それから分子としての合格者の数を増やす、司法試験の合格者を増やしていく、ということの、そのいずれかの方法によって合格率を増加させる必要があるのではないかと考えられます。

それから、どういうふうにしていけば法曹の魅力が向上するのか。従来型の裁判中心の弁護士に限らない法曹と、それが今、幅広い分野で働いていく、活躍する弁護士、こういうものについての魅力が非常に高いものであれば、法曹を志そうという人は増えるであろうと思われまます。どういうふうこれを増やしていくのか、ということが課題であろうと思われまます。

次の問題点に行きまして、法科大学院の教育内容について、現状認識している問題点をご紹介します。これは、こちらにいらっしゃる先生方、よくお聞き及びのことであろうと思いますが、教育内容にばらつきがある、という指摘があります。これはまず、法律基本科目についてご指摘があるところなのですが、そのほか、実務、基礎教育についてもばらつきがある、特に日弁連が問題にしておりますのは、3ページ、3の(1)の なのですが、刑事弁護教育が十分行われていない法科大学院がある、ということです。

刑事弁護の実務家教員が、全体の4分の3から3分の2程度の法科大学院にはいるので

すが、3分の1から4分の1程度の法科大学院には、刑事弁護の実務家教員がいないという状況が、日弁連の調査で明らかになっております。こういう法科大学院では、裁判官出身の教員、検察官出身の教員が刑事実務を教えているわけですが、そういう検察官、または裁判官の視点での教育によって、被疑者被告人の人権保障というもの、こういう観点での教育がきちんとできているだろうかということを、日弁連では懸念しているところでございます。

からに戻りまして、これも皆さんお聞き及びのところかと思えますけれども、一部の法科大学院で、過度の受験指導に偏っている。その結果、反面で実務基礎科目、先端展開科目、基礎法学隣接科目がきちんと行われていないのではないか、ということが指摘されております。それから、文書作成というものについては、それが司法試験への過度な偏重になっては決していけないわけですが、受験対策偏重になってはいけない、ということが、逆に過剰反応として、文書を作成すること自体を法科大学院がすべきじゃないのだと、こういうふうの評価されている、受けとめられているのだとすると、それも問題だろうと。法科大学院で文書作成の訓練はきちんとしてほしいということもあるわけで、この過剰反応も問題だろうと考えられます。

こういう教育内容についての問題点なのですが、これはやはり厳格な成績評価修了認定の問題、それから、司法試験の競争が厳しくなり過ぎている、ということが、学生が司法試験のことはかりを考えてしまうという傾向につながっているのではないかと。

それから、そのことともかかわりがあるでしょうけれども、理論教育を重視するあまり、実務であるとか、先端、基礎法学というものが軽視されていることが、一部の法科大学院あるのではないかと、こういうことも心配されているところでございます。

研究者教員と実務家教員の比率についても、実務家教員が5割以上の法科大学院も既にあるわけですが、基準ぎりぎりの2割程度のところもあるということが、既に明らかになっているところでございます。

こういうあたりが法科大学院の先ほど申し上げた問題の原因になっているところかと思えますが、あともう一つ考えられますのは、まして、それぞれ非常に優れた教育をしている法科大学院がたくさんあるわけですが、それが全国の法科大学院に広がっていかない、自分たちの企業秘密のような形で教育をしている、ということがあって、各法科大学院の特色でもあり、優れた特徴でもあるわけですが、それが各法科大学院に広がって行って、全体の質を高めるといふことにつながっていかない、ということがあるのかなというふうにも思われます。すばらしい成果がどんどん広がっていくと、合格という方向につながっていくのかな、ということなどが、この改善策としては挙げているところでございます。

法科大学院に対する認証評価ですが、3つの評価機関があって、それぞれが既に認証評価の成果を上げているというところ、これはもう既に先生方にご存じのところであろうと思えます。資料も添付しているところなのですが、これも既に先生方にご覧いただいでい

るとおりであろうと思います。

課題として、やはり法科大学院の教育の改善に一定の役割を果たしているわけですが、先ほど山本先生からも話のあったように、不適格の法科大学院でもよい教育を行っている法科大学院があるのだ、というような指摘もなされています。また、評価機関ごとの差異がどこまで許されるのか、むしろそのほうがいいんじゃないかという議論があるところで

す。評価基準については、基準が甘いのではないか、というようなこと、評価が甘いのではないか、というようなことが一部で意見としてあるところでもありますし、74校一通りの評価がなされたところで、それを踏まえてよりよい評価基準がおそらくつくられていくだろうな、というふうに期待されているところでございます。

新司法試験についてですが、司法試験の合格率は先ほど申し上げたとおりですが、さらに受け控えという問題があります。志願者、願書を提出したけれども、受験しなかったという人が増えています。初年度は98%の人が受けているわけですが、去年は85%の人しか受けていない。今年は8割の人しか受けていないということで、このままだと三振してしまう、三振アウトになると、司法試験がもう受けられなくなる、法科大学院に入り直すなどの必要が出てくる、ということで、受け控えが出てきているという状況であろうと思われ

ます。新司法試験の問題については、単に知識を問うものではなくて、問題解決型の非常によい問題だ、という評価が一般的であろうと思います。ただ、短答式試験の合格率で法学既修者と法学未修者に格差がある。論文式試験については、未修者も既修者もほとんど差がないですが、短答式試験については差があるということ。これがやむを得ないことなのか、それとも未修者に厳し過ぎる試験になっているのではないか。短答式試験がもう少し基礎的、基本的な知識を着実に試すような問題、問題は易しくても着実にそういうものを身につけているか、というような観点の試験であるとするならば、未修者も既修者もほぼ互角の戦いができるのではないか、というような問題意識、指摘もなされているところでございます。

今、議論になっているのは予備試験でございまして、経済的理由などによって法科大学院を経由しない者にも、適切な道を確保すべきだという発想で、予備試験というものが改革審議会の意見書でも取り上げられているわけですが、法科大学院を経由しないで予備試験に受ければ、その後司法試験を受けられる、こういう仕組みがバイパスのようなものになってしまうということになると、法科大学院できちんとした教育をしてもらい、プロセスによる法曹養成というものが形骸化してしまうということが懸念されまして、予備試験というものがどういう形になるのか、これも今後議論されていくところであろうと思

います。日弁連は、これを注視しているところでございます。修習についての問題点ですが、最近議論されておりますのが前期修習同程度についての司法修習と法科大学院との役割分担の問題でござい

修習をどういうものにするのかという問題について、最高裁司法修習委員会の議論の取りまとめでは、前期修習同程度の教育は法科大学院できちんとしていただくんだ、ということ的前提に司法修習は組み立てましょう、という議論がなされています。

ところが、最近、法科大学院関係者の中では、前期修習同程度というものを法科大学院が引き受けた覚えはない、というような指摘がなされております。法科大学院の実務家教員の先生方の中には、前期修習同程度の教育を目指している、きちんとそこに向かって努力をしている、さらには実現している、という法科大学院も少なくないわけですが、一部の法科大学院の先生方からは、前期修習同程度を目標とするのは、むしろ適切ではないのだ、というようなご意見が出ています。ここをどういうふうに考えるのか、法科大学院と修習との役割分担が問題になっています。

分野別実務修習期間が短縮されまして、従前4カ月、3カ月だったものが2カ月になったということで、実際に実務修習として裁判官、検察官、弁護士と実務をしたり、目の当たりにして経験するというのに、期間が短かすぎるのではないかと、というような意見が言われているところです。いろいろな工夫をして、日弁連修習委員会なども、わずか2カ月の修習でも、充実した修習ができるようにという工夫や努力をいろいろしているところなのですが、期間が短いというご意見が、指導担当者側から出ています。修習生の側からは、両方の比較をしたわけではないのでわからない、2カ月は2カ月でいろいろと身につけられている、などというような意見も聞かれるところです。

選択型実務修習というものですが、さまざまなプログラムを修習生に選んでもらう。裁判修習についてももっと詳しくやりたい、というような、深化したり、修習内容について深い勉強をしたり、それから2カ月では足りなかったことを補完的に勉強したい、という方、専門的な分野、例えば知的財産権ですとか、もしくは全国の法テラスの地方事務所などで勉強してみたい、というような、さまざまなプログラムを自由に修習生が選んで、選んだとおりの修習をする、というような修習プログラムなのですが、これが下にもあります二回試験の不合格者が増えている、ということもありまして、そういう先端的なものを十分やれない、そういうものよりも、試験に直結するようなものやりたい、というような傾向が60期、61期の2期の修習で徐々に見え始めています。このあたりも充実した修習を行うためにはどういうふうにしていくのがいいのか、という問題であろうかと思えます。

二回試験不合格者の増加につきましては、過去3年分だけ見ますと、そう変わらないように見えるのですが、資料の通しで24ページを見ていただきますと、平成9年頃の0.4%、0.7%、0%といった落第率が、ここ数年、急に増えているという状況がごらんいただけるかと思えます。

最後に、先日の日弁連の提言について、私がきちんと報告できる能力、資格があるかどうかはちょっと自信のないところではあるのですが、資料の25ページをごらんいただきたいと思えます。本年度の司法試験合格者の決定に当たっては、新しい法曹養成制度がいまだ成熟途上にあることにかんがみ、司法改革全体の統一かつ調和のとれた実現を期す

るため、2010年頃に合格者3,000人程度にする、という数値目標にとらわれることなく、法曹の質に十分配慮した慎重かつ厳格な審議がなされるべきである、というのが提言の趣旨でございます。

ここについては、日弁連は司法制度改革自体の旗をおろしたわけではない。どんどん積極的に進めていくのだ、というのは大前提でありまして、ただ、そこで生じている若干のひずみについて、スピードを緩めながら解消していった、司法改革全体を進めていこうという考えでございます。そのあたりについて、若干誤解されるような報道もあるところなのですが、この3,000人という目標自体を日弁連がおろしたとか、将来的に5万人にするのだという目標について現時点では反対することを決めたとか、それとも、食えなくなっているから数を減らせ、というような観点で今回の提言がなされているわけではないというようなことは、提言の理由をお読みいただければお分かりいただけるかと思えます。

駆け足ですが、現状と課題ということで、ご報告をさせていただきました。

【平山議長】 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして、少し皆さんと意見交換をさせていただきたいと思えます。どなたからでもどうぞ。

今の日弁連の提言というところが、一番最近のビッグニュースですので、これについてございましたら、そこから行きましょうか。片山先生、どうでしょうか。

【片山評議員】 日弁連がこの問題を提起されて、非常に大きな反響を呼んで、官房長官がとんでもない話だというような発言をしたところまでは報道されているのですけれども、その後、何か政府と意見交換しようとか、問題を点検してみようというような、冷静な話にはなっているのですか。

【井上室長】 官房長官が見識を疑うという話をされた後、日弁連の会長が札幌での記者会見で、官房長官が、この提言をよく読まずに見識だ、という発言をする見識を疑う、というような反論をして、それがまたマスコミに多少おもしろおかしく取り上げられている状況かと思うのですが、今、私の聞き及んでいる限りで申し上げますと、まず日弁連が司法制度改革、特に新しい法曹養成制度を推進していくのだと、支持していくのだということについて、疑念を持たれている。日弁連は大丈夫なのか、と言われていることを受けまして、これについては法曹養成制度、それから法科大学院を積極的に支持していくのだ、こういう提言的なものをなるべく早く出そう、というようなことでの作業を進めているところと聞いております。

いろいろな問題について、この提言ではうたわれているわけですが、私の関与している法曹養成の関係では、そこについてなるべく早い時期にそういうものを広く社会に訴えていこう、ということでの準備が、進んでいるところと聞いております。

【片山評議員】 特に政府のほうから、何か話を聞かせてくれとか、検討しようという話にはなっていないのですか。

【井上室長】 あまり正確なところは聞き及んでいないのですが、政府のほうに説明に

行くような機会をつくりたいというようなことは、執行部が考えていると聞いております。

【片山評議員】 私はぜひ、政府の問題ですけれども、ちゃんと受けとめて、日弁連の提言は理があるのかどうか、実態を踏まえたものであるかどうか、よく点検されたいと思うのです。どうも何かそうじゃなくて、決まっているのだから、というような通り一遍の話になっているのが少し残念なのです。

といいますのは、私はかつて法曹過疎県にいまして、法曹を増やそうということで随分県として努力をしてきました。そうしましたら、予定よりもかなり早く倍ぐらいになって、鳥取県のケースですが、増えたんですね。見ていますと、法曹が随分増えたのですが、そこから先、需要がなかなか伸びないのではないかな、という気がするのです。というのは、おそらく法曹の数全体を考えるとときには、今までにはないところへの雇用 雇用という変ですかね 例えば行政の内部とか、そういうところに法曹が入ってくるということを想定していたと思うのですが、そこは一向に進んでいないですよ。ですから、供給のほうは予定どおり増えるにしても、需要のほうが予定どおり伸びていないところがある。

だから、そういう面で見ると、踊り場的なところにあるのかな、という気がするものですから、私は非常に、日弁連の提言というのは理解できるのです。もうちょっと官公庁なんかのリーガルリテラシーといいますか、司法に対するリテラシーをもっと深めて、官公庁が法曹を内部化していく、というところがもうちょっと進まなければいけないのではないかと。ところが、そこはほとんど進んでいないという事情があるものですから、そういう点について、よく政府と日弁連とか自治体が、意見交換をされたいのに、いい機会なのにな、と思ったのですけれども、見識を疑うとかいうのでバカにしてしまうと、全くそこが空中分解してしまう。残念だなと思います。

司法制度改革が随分進んできて、いいことだと思うのですが、行政だけはほとんど追いついてきていないです。ルールに基づいて仕事を進めていって、ルールに基づいて自らも行動するし、それから、他者の権利も守るし、というようなところが全く行政は進んでいないですよ。これは自治体もそうなのです。できるだけ司法的解決を避けよう避けようとする傾向はずっと続いています。司法制度改革というのはそうじゃなくて、やっぱりルールに基づいてものごとを解決していきましょう。そうすると、法的な解決が多くなるわけで、行政面でも当然多くなるわけだから、そこに法曹の活躍する舞台がある。行政関係も随分増える、ということを想定されていると思うのですけれども、そこはほとんど変化していないのですね。

今回の大分県の教育委員会の例を見ても、ルールに基づいて行動するなんて、彼らには全然そういう発想がないのです。全くルール外の行動をするわけですから、そういうことから変えていかないといけないのですが、行政は何も変わっていませんから、ちょっと足踏みというか、今まで既存の想定したことの点検などが、私は必要なのではないかな、という気がしています。

【平山議長】 高木先生は、司法制度改革の審議会の委員をやっておられたわけですが

れども、今の時点でご意見はどうでしょうか。

【高木評議員】 今、片山さんがおっしゃった面も含めて、やっぱり供給と需要の関係で、飯の食い上げにつながるというような観点で、こんなことをおっしゃっている、というような話を聞くのですが、そういう意味での需要改革みたいなものを、お役所の発想が変わってそういうものを受け入れるのだというのを待つのではなくて、では、公務の中にどういう働き場所があるはずだ、という意味での需要改革というか、それが何も公務とかだけではなくて、それ以外の分野でもまだ需要がたくさんおありになるのに、開拓努力というのはどこまで行っているのかな、というのは、私の率直な意見です。

それからもう一つは、司法制度改革審議会、当時、一番法曹人口増を求めたのは経済界ですよね。経済界の人たちは、最近になって少しずつ広がってきたとはいえ、まだ数十人のオーダーですか。毎年3,000人法曹をつくれと言いながら、数十人のオーダーの話になっているという意味では、当時、経済界が求めたことは何だったのかな、というのを、もう一度振り返って検証してみないといけないのかな、という、そんな印象です。

それから、今回、私はある意味で残念だなと思っているのですが、例えば法テラスでいろいろご苦労いただく仕事をし、その延長線かもしれませんが、犯罪被害者の関係の仕事だとか、いろいろ仕事はあるはずです。そういうものに対して、確かにあまり実入りはよくないでしょう。時間あたりに割の合わないお仕事だ、という認識がおありになるのではないかな。そういうような、本来、弁護士倫理まで言うかどうかは別にして、なさるべき対応も十分できていない。

それから、この財団にもかかわる話だと思うのですが、弁護士の質が悪いと。なぜ質を直す、という議論に行かないのかと。少し傲慢な言い方をすれば、文句を言う人は、自分たちは質が高いと思っているわけです。自分たちはかつてこうだったから、今の人も自分たちと比較してどうのこうの、という。それは先輩衆のおかげで、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的なところも含めて、それぞれのキャリアパスの中で先輩衆からお世話になって今の自分がある、ということはどこかに行ってしまうと、全部ロースクールのあんばいが悪いとか、研修所のあんばいが悪いとか、そういうところへ何か、責任転嫁というか、各地域弁護士会などの声明、決議みたいなものを読ませてもらいましたけれども、中には驚嘆するような内容の決議があった気がしています。今のご議論を聞いていて、片山さんは優しいから、わからないでもない、とおっしゃったけれども、私などは、どっちかというと残念だな、という思いのほうが強い。

以上です。

【平山議長】 どうでしょう、佐柄木さん。

【佐柄木評議員】 私もちっと高木さんの意見に近いのですけれども、まだ、司法改革が緒についたばかりですよね。それが日弁連の会長選の影響もあつたのではないかと思いますけれども、ブレーキを踏むような方向にかじを切ったというふうに見られる、というのは、よくなかったと思うのです。ユーザーとの関係から言うと、今はまだまだ過渡的

な段階で、弁護士対市民の関係ということでいうと、決して良好なサービスが広く行き渡っている、というような状況ではないと思うのです。もっともっと競争条件が出てきて、本当に良好なサービスを市民が受けられる、ということが1つの目論みだったわけで、その点から行くと、まだ現在は過渡的。確かに就職難というような現象もありますけれども、偏在の問題も片づいたとは思いませんし、そういう意味ではしんどい時期ですが、司法改革の実行という看板を、まだ掲げて向かっていかなくはいけない時期なのではないかな、というふうに、僕は思っているのです。

【平山議長】 ありがとうございます。吉村さん、いかがでしょうか。

【吉村評議員】 まさにおっしゃるとおりで、明治維新以来の司法界、法曹界における大改革ですよ。そういうことを考えてみると、一度こうやると決めたことは何が何でもやり通さなければならないという、そういう硬直的な考えを持っていないとは思いますが、持って突き進むと、成熟した制度というのはなかなか構築できないのではないかなという気もするのです。要するに、柔軟に対応すると。どこをどう柔軟にというのは、まさに総論的な言い方ではありますが、それが一番大事なのではないかなという気もするのです。

よく言われているように、トライ・アンド・エラーでやると。やや結果が思わしくなくても、やることをやってみると。間違っていたら進むのをやめてしまうと。やめてしまうというのは、方向というか、細かい微調整をしていくという意味で申し上げているのですけれども、そういう考え方も大事なのではないかな。おおむねそういう考え方で、新しい制度というのは動いていっているのではないかなと、私は思っているのですが、しかし、なかなかそれが、マスコミの話をしたらよくないのですけれども、一部だけを取り上げて非常におもしろそうに報道してくれるので、ちょっと一般には誤解を与える、というのがあるのではないかなと思うのですが。

【高木評議員】 よろしいですか。もう一つだけつけ加えさせていただくと、先ほどの志願というか、受験する人も減っているというお話があったけれども、それは確かに当初7、8割合格とかいっていたのが、実際やってみると5割だった、ということがあったということはあるかもしれませんが、それから、今度の日弁連のこういう指向は、おそらく来年、再来年に法科大学院を受験したいという人の数にもおそらく、私は間接的な影響が出ると思います。7、8割といったことがよかったかどうか、吟味も必要でしょうし、結果が5割だ、4割だということはどう考えるのか、という問題もあるのですが、それをこういう計画で増やしていこうという、状況を見てちょっとトーンダウンせよと、スピードダウンせよというのは、ロースクールに行った人たちに対してのある種ルール違反、約束違反みたいなのところもあるということは、お考えになっておられないといけないのではないかなと、そのことだけつけ加えさせていただきます。

【平山議長】 どうぞ、千種さん。

【千種評議員】 皆さんのおっしゃったことにおおむね全部賛成ですが、それぞれの

立場でそれぞれの現象を取り上げると、全体としてどういうことになっているかということが少し分かりにくいので申し上げたいと思います。、先ほど吉村さんがおっしゃったように、司法改革と言っても、法律家だけの問題ではなくて、すべてがそうなのですが、法曹養成だけに限って言った場合、日本の社会で弁護士というものがどういうふうに認識されているのか、今までどうやって使われてきたかを考えてみることも必要かと思えます。それは結局、明治維新に太政官布告ができて司法制度というものをつくって、法廷の代理人ということで、代言人といった言葉から分かりますように、弁護士というよりは代言人としてできたものです。それを弁護士として、戦後、弁護士の国であるアメリカが入ってきたけれども、それがアメリカ流にはならなくて、研修所というもので弁護士を養成しようとした。これは明治の頃の代言人と発想の枠としては同じなのですね。

しかし、社会のほうは経済的に大きく広がった。アメリカへ留学した、弁護士が必要だ、そうするとだれに頼むか、というと、アメリカの弁護士に頼んでいたわけです。だから、繊維交渉のときに外国人弁護士問題が起こって、私もその一端にかかわったのですが、あのときに思ったことは、貿易赤字、というけれども、弁護士費用については日本は大赤字だといったぐらいなのです。それを何とか埋めなければならないという経済界の先ほどのお話じゃないけれども、自分の国で弁護士がいないわけではないのに、何とかこれを養成したいという、本当にむしろその部署にいた方々にとっては、国民的な希望でそういうことが起こって、司法改革の一端にこれが入ったわけです。

ところが、研修所をやめてしまえば、医者と同じなんです。医者は今27万人いるのですが、弁護士は3万人いなのです。戦後、同じ40年の間にこれだけの差ができた。それは1つには保険制度とか、いろいろございますけれども、もし医者を研修所のように、国家試験を受けて、どこかの施設に入れて、27万人になるようになるかというとなりませんよね。そのかわり医者には医者の問題が起こりましたけれども、そのときに、研修所でもう1年やるのだ、ということになると、研修所の施設、教官をつくらなければならない。私は実際そこへ行って見たのですが、75人の教室といったらものすごく大きな教室ですが、それが20個あるのですね。そこに判事、検事、みんな20人の教官が張りついていなければならない。そんな大きい裁判所が日本にあるかと。教官だけ集めて、1つの裁判所ができるじゃないか。それなら、そこに事件を配転したらどうだ、と私は言っているぐらいなのです。

そういう無理をして研修所を維持しているところに、いろいろな法科大学院の矛盾や、司法試験の矛盾があるのです。それを私は責めるわけにはいかない。それは日本の歴史の経過だから、事実として、それをどうやって今の時代に適合させていくか。その努力がやっぱりこれから、我々に課せられた課題だと思っているのです。というのは、日本は全部、官主導で来ましたから、戦後、改革というのはみんな官主導の改革なのですね。国民のほうから、自分たちでやるというってつくったものじゃない。アメリカというのは弁護士がつくった国ですから、何百万人も弁護士になりたい人はなれるような国になっています。だ

から、非弁活動で悪いことをして弁護士会で懲罰されるなんていうのは、それこそ何千人といます。だから、国の事情は違うのですから、私どもの日本の国というのは、日本流にやってきたという事実を踏まえて、これから努力していかないと、ほうっておいたらよくなるわけではないし、努力したから成功するという保証もないと、そう思っているのです。だから、非常に困っているところです。

【平山議長】 高橋先生。

【高橋評議員】 千種先生の最後の言葉と同じで、本当に困っているのです。理想を捨てるにはまだ早しいし、しかし、現実を無視もできないというところで、それぞれのところが、理想はまだ生かして努力する中で、後世からの批判にも耐えられるようなものになっていかなければいけないと思っています。

【片山評議員】 いいですか。

【平山議長】 どうぞ。

【片山評議員】 私が先ほど話したのは、この際、本当に政府が点検してみる、ということをやすべきだと思うのです。日弁連で提起された問題が何か権益死守みたいな、そういう問題に出ずるものなのか、それともやっぱりおっしゃっているようなことが実際にあったから提言されたのか、というのは、やはり政府としては点検してみる必要があると思うのですね。

いい機会だと思うのです。いろいろ考えさせられるのですが、1つ間違ると、どなたかも先ほど言われましたけれども、司法制度改革自体が非常にネガティブな印象を与えることになりかねない、と思うわけです。現にそういう反応がマスコミに出ていますよね。そこを気をつけなければいけないのは、例えば裁判員制度に対して非常にネガティブになって、だんだんとネガティブな人が増えてきていますよね。それで、法曹人口拡大の方針を変えるのだったら、裁判員制度もお休みにしたらどうかとか、そういう話になったりすると非常に厄介ですから、そこは気をつけなければならぬ。というのは、後期高齢者医療制度にしても、何にしてもそうですけれども、みんな国民の知らない間に決まったものは見直しをしようなんて、今、全体としてそういう非常に無責任な風潮が出てきていますから、やはりそこは気をつけないといけないと思います。

ただし、決めたのだから、もう突き進むのだとあって、非常に硬直的な姿勢で臨むと、後で随分いろいろな副作用が出てくるのだらうと思うのです。その一端を申し上げたのですが、ニーズを想定していたわけですが、そこが想定どおりにニーズ、法曹に対する需要が開拓されていないのです。供給だけは計画的に進んでいくと、必ずそこにギャップが出てきますから、そうすると、いろいろな問題が出てくるのです。

例えば先ほど私、大分県の教育委員会の話をしましたけれども、何で教員の世界にああいうことがおきてくるかということ、実は教員の資格を持っている人があまりにも多過ぎるのです。逆に、採用数はあまりにも少ないのです。ですから、何年たっても非常勤講師で、30になっても非常勤講師で、毎年毎年試験を受けているという若い人がたくさんいるの

ですね。そういう背景の中で、実はああいう口利きとか、情実とか、金品の授受というのは起こるべくして起こるのです。あれが昔みたいに、大学で教育学部を出て、教員の資格、教員の免許状を取れば大体8割とか9割がすぐ教員になれるというのだったら、あんなことは起こらない。ところが、人口が減少というか、子どもたちが減っているところは、もう宝くじに当たるようなところもあるのです。相変わらず供給だけは多いものですから。

だから、そういうのを見ると、やっぱりある程度長い目で見て需給バランスというのはとってあげないといけないのではないかな、という気は、私なんかはするのです。あれが提言されたときに、そういうことを点検するいい機会だな、と思ったのですが、不見識だとか言って一蹴されてしまった。あれで分かれ分かれになってしまうのはあまりにももったいない、という気がするものですから、だから日弁連から、もっと冷静に話を聞いてもらいたいとか、議論しましょう、という話を持ちかけられたらいいのではないかな、という気がします。

【平山議長】 それでは、この問題はきりが無いというか、これから、私はやはり2014年までは何としても、2004年に始まりましたから、10年間は見てもみないと、なかなかこれについて大きな変換というのは、しては行けないと、個人的には思っていますけれども、ただ10年後の話ですので、本日はこのあたりにおきたいと思えます。先生方におかれましては、社会に広く影響を与えることができる地位にあられますので、ぜひ腹蔵のない意見をどんどんおっしゃっていただくというのが、一番いいのではないかなと、そんなことを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本事務局長】 それでは、例の愛知大学の最終結果の書面につきましては、また最終的なものを先生方にお送りした上で、もう一度ご覧いただいて直すべきところは直して、という格好にしたいと思えます。時期は決まっておらないのですけれども、そう遠くない時期、8月中を目安に公表されるということで。

【佐柄木評議員】 質問なのですけれども、不適格の法科大学院に対する、文科省のアクション、これは二次審査の手続が全部終わってからということなのですか。

【山本事務局長】 必ずしもそうではなくて、もう少し早く出るようなことを文科省は言っていたのですけれども、まだ特に何も出ておらないようです。こちらの結論が出て、それが発表されるのを待っているのかもしれませんが。

【平山議長】 それでは、どうも、お暑いところ、きょうはほんとうにありがとうございました。

了